

西武園ゆうえんち「年間パス」会員

## 利用規約（細則）

### 反社会的勢力との絶縁

西武園ゆうえんちは、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に対して毅然とした対応を行い、これらの者の入場および施設利用を一切認めないと共に、反社会的勢力の活動を助長する行為は一切行いません。

**西武園ゆうえんち**

西武鉄道株式会社

西武レクリエーション株式会社

(総則)

第1条 本利用規約は、西武園ゆうえんち年間パス（以下「年間パス」といいます。）の利用について、当施設を所有する西武鉄道株式会社および当施設を運営する西武レクリエーション株式会社（以下、併せて「会社」といいます。）が定めたものです。

(目的)

第2条 年間パスは、年間パス会員（以下「会員」といいます。）の皆さまに、年間を通じて西武園ゆうえんち（以下「ゆうえんち」といいます。）および西武園ゆうえんち・プール（以下「プール」といい、ゆうえんちと併せて以下「当施設」といいます。）で充実したレジャーライフを楽しんでいただくとともに、都市では貴重な緑や水とのふれあいにより、生活によるこびを作り出すことを目的として運営します。

(事務局)

第3条 年間パスの事務局（以下「事務局」といいます。）は、当施設内に置きます。  
連絡先：埼玉県所沢市山口 2964 電話：04-2922-1371（年間パス会員担当）

(入会手続き等)

第4条 入会を希望する個人・ご家族・団体（以下「入会希望者」といいます。）は、本利用規約その他の当施設に関する規則および当施設の係員の指示を遵守することに同意し、入会を申し込むものとします。

2 年間パスは、営利目的で入会することはできません。

3 会社は、入会希望者に対し、会員資格付与の可否を審査します。審査の結果によっては、入会をお断りすることがあります。

4 入会を希望する場合は、所定の申込書を事務局に提出します。

5 入会希望者は、申込書を真正に記入するものとします。申込書に必要事項の記入がない場合、または記入事項に虚偽があることが判明した場合には、入会をお断りし、またはすでに付与した会員資格を取り消すことがあります。

6 お申込みは、当施設の営業時間内に随時受付いたします。

7 入会希望者は、申込書の提出と同時に代金を支払うものとします。

8 入会後は、お支払いいただいた代金の払戻しはいたしません。

9 入会後に、会員の住所等申込書記載事項に変更がある場合は、書面にて事務局まで速やかにご通知ください。

10 会員資格の更新は、1か月前より事務局にて受付いたします。

(反社会的勢力の排除等)

第5条 入会希望者および会員は、会員である期間中、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)でないこと、または反社会的勢力と関係がないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、および団体である場合は自己の役員(取締役、執行役、業務を執行する従業員またはこれらに準ずる者をいいます。)、構成員および関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者でないことを表明・保証したうえで、入会するものとします。

2 入会希望者または会員が前項の表明・保証に違反したと認められる場合は、入会をお断りし、またはすでに付与した会員資格を直ちに取り消します。

(年間パスの種類)

第6条 年間パスには、次の種類があります。

(1) 記名式

- ・ファミリー用 [2名～ご希望の人数]
- ・個人用 [おとな、学生(中学生・高校生)、子ども(3才～小学生)、シニア(60才以上)]

(2) 無記名式

- ・5人用 [1枚で1日5名さままで利用可能]

(利用者)

第7条 年間パスを利用できる方(以下「利用者」といいます。)は、次の各号の全てを満たしているものとします。

- (1) 年間パス・ファミリー用または個人用に記名された会員本人、または年間パス・5人用の持参者および同行者(年間パス・5人用1枚につき4人以内)であること。
- (2) 本利用規約を遵守すること。
- (3) 反社会的勢力の構成員もしくはその関係者でないこと、または反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当施設の利用が好ましくないと判断される事項がないこと。

(年間パス・ファミリー用)

第8条 年間パス・ファミリー用は同居の家族に限るものとします。また、場合によっては同居を証明するための住民票の提示を求められることがあります。

(年間パス・5人用)

第9条 年間パス・5人用会員は、当該パスの利用者に対し、本利用規約等に定める事項について周知し、かつ、遵守させるものとします。

(年間フリーパスの利用)

第10条 年間パスは1年間有効とし、次の利用ができます。

(1) 西武園ゆうえんち：入園、アトラクション乗り放題

(2) プール(夏期のみ営業)：入場、**ウォーターパーク**

※一部ご利用になれないアトラクションがございますので、ゆうえんち内のご案内板またはホームページ (<http://www.seibuen-yuuenchi.jp/>) をご確認ください。

※特別有料催事・コイン遊戯物は、年間パスではご利用できません。

2 年間パスは、いかなる場合も、他人に貸与し、譲渡し、または転売することができません。

3 年間パスを紛失し、き損し、盗難された場合等、いかなる理由においても返金、再発行はいたしません。

(注意事項)

第11条 利用者の安全を確保するため、利用者は、次の各号の一に該当するときは、当施設を利用することができません。

(1) 単独で当施設を利用することができない程度の障がいをお持ちの利用者が、単独でこれらを利用しようとするとき

(2) 利用者の利用が当施設の安全管理上または運営上不適当であると会社が判断したとき

2 前項に定めるほか、当施設では、利用者の安全を確保するため利用制限規程を設け、および係員が指示を行っています。利用者は、これらの規程および指示に従って利用してください。

3 当施設の一部は、前項に定めるほか、安全のため年令・身長・利用制限が明示されている場合があります。年令・身長・利用制限に満たない場合は利用できません。

4 プールは、小学校3年生以下の方のみでの入場はできません。必ず保護者(16才以上)の方と一緒にご利用ください。

5 運営上の都合により当施設の全部または一部を廃止、変更等することがあります。これらの場合であっても、当社は、会員に対し、代金を返還する等、一切の責任を負わないものとします。

(退場・入場禁止)

第12条 利用者が次の各号の一つに該当したときには、当施設への入場を禁止し、または退場していただきます。

- (1) 会社の許可なしに、当施設内において、物品の売買や営業行為・勧誘行為をしたとき。
- (2) 会社の許可なしに、商用目的で当施設内を撮影したとき。
- (3) 他の利用者、第三者または当施設の従業員等に対して迷惑行為・威嚇行為・暴力行為等に及んだとき。
- (4) 他人に危害または不快感を与えるおそれのあるものを当施設内に持ち込もうとしたとき、または持ち込んだとき。
- (5) 反社会的勢力の構成員もしくはその関係者である、または反社会的勢力の支配・影響を受けていると会社が判断したとき。
- (6) その他、当施設の利用者として不適当であると会社が判断したとき。

2 当施設は、刺青・タトゥー・シール・ペイント等をされた方の入場は固くお断りします。万一入場された場合でも退場していただきます。

(定休日および臨時休園等)

第13条 当施設は、休園日を設定しています。また、季節により営業時間が異なりますのでご確認のうえご利用ください(当施設内の一部について、営業日・営業時間が異なる場合があります)。

2 当施設は、天候不順、天災地変等または工事・保守整備、点検、施設管理等その他の理由で、予告なく臨時休園し、営業時間を短縮し、または営業の一部休止を行うことがあります。これらの場合であっても、当社は、会員に対し、代金の返還等、一切の責任を負わないものとします。

(特典)

第14条 会員は、有効期間内において、年間パスを提示することにより、【別紙】西武線沿線施設を割引利用することができます。

(会員資格の取消)

第15条 会員が次の各号の一つに該当したときには、その会員資格を取り消すものとします。

- (1) 当施設または当会の名誉を傷つけ、または秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 本利用規約、その他定める規定に違反したとき。
- (3) その他、会員資格取り消しを適当とする行為があったと会社が認めたとき。

(4) 会社が、会員資格の付与につき、不相当であると判断したとき。

(年間パスの返却)

第16条 事由のいかんを問わず、会員が会員資格を失い、もしくは取り消された場合、発行されている年間パス（すでに有効期限が経過しているものを除きます。）は、事務局に直ちにご返却いただきます。

(個人情報の取扱い)

第17条 入会希望者および会員の個人情報（以下「個人情報」といいます。）については、西武鉄道株式会社の個人情報保護方針（以下「個人情報保護方針」といいます。）に基づき、会社が利用いたします。

2 当施設においては、個人情報保護方針記載の目的に加え、次の目的で個人情報を利用いたします。

- (1) 会員資格更新時のご連絡
- (2) 当施設に関するイベント情報・会員限定特典情報のお知らせ
- (3) 会員に関するお知らせ

(付則)

第18条 会員は、本利用規約に定めた以外の事項が生じた場合は、会社の指示にしています。

- 2 年間パスに関して、会員・利用者・会社間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 代金、年間パスの内容、取引条件、当施設の利用規程等は、当施設の営業上の都合により変更されることがあります。
- 4 当施設は、予告なく本利用規約を変更することがあり、会員には変更後の最新の本利用規約が適用されます。
- 5 前項の場合、当施設内での掲示、ホームページへの掲載等で会員に周知いたします。

改定：2018年5月14日